

47. 我が国の締結した

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
アメリカ	原S30.4.1 ①S32.9.9 ②S39.9.2 ③S40.5.6 ④S47.7.9 ⑤H16.3.30	10% (一定のもの の免税 その他 5%)	金融機関等 受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	—
スウェーデン	原S32.6.1 ①S40.5.25 ②S58.9.18 ③H11.12.25 ④H26.10.12	10% (免税)	原則 一定のもの 10%	免税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	あり
デンマーク	原S34.4.24 ④S43.7.26	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
パキスタン	原S34.5.14 ①S36.8.1 ②H20.11.9	10% (一定のもの の免税 その他 7.5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ノルウェー	原S34.9.15 ④S43.10.25 ⑤H4.12.16	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
インド	原S35.6.13 ①S45.11.15 ②元12.29 ③H18.6.28 ④H28.10.29	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
シンガポール	原S36.9.5 ④S46.8.3 ⑤S56.6.23 ⑥H7.4.28 ⑦H22.7.14	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり (平12)	—
オーストリア	S38.4.4	20% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ニュージーランド	原S38.4.19 ①S42.9.30 ②H25.10.25	15% (免税)	金融機関 受取 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
イギリス (注1)	原S38.4.23 ④S45.12.25 ⑤S55.10.31 ⑥H18.10.12 ⑦H26.12.12	10% (免税)	原則 一定のもの 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
タイ	原S38.7.24 ④H2.8.31	国内法の税率 (一定のもの 15% その他 20%)	金融機関 受取 その他 25%	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—
マレーシア (マラヤ連邦)	原S38.8.21 ④S45.12.23 ⑤H11.12.31 ⑥H22.12.1	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり (平18)	—
カナダ	原S40.4.30 ④S62.11.14 ⑤H12.12.14	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
フランス	原S40.8.22 ①S56.10.14 ②H8.3.24 ③H19.12.1	10% (一定のもの の免税 その他 5%)	金融機関等 受取 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ドイツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4 ③H28.10.28	15% (一定のもの の免税 その他 5%)	原則 一定のもの 国内法の税率	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	あり
ブラジル	原S42.12.31 ①S52.12.29	12.5%	12.5%	商標権 25% 映画フィルム 15% 等 15% その他 12.5%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり	—
スリランカ (セイロン)	S43.9.22	20% (対法人のみ)	銀行等受取 その他 国内法の税率	著作権 免税 映画フィルム 特許権等 半額課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	—

租 税 条 約 等 の 概 要

国 名	発 効 日	限 度 税 率			株 式 譲 渡 益 の 課 税				二重課税の 排除	相互協 議
		配 当	利 子	使 用 料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一 般	日本国でのみ な し 外 国 税 額 控 除 (供与期限)	仲裁 規定
エジプト (アラブ連合)	S44. 8. 6	15%	国内法の税率	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
ベルギー	原S45. 4.16 ①H 2.11.16 ②H25.12.27	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
オーストラリア	原S45. 7. 4 ④H20.12. 3	10% 一定のもの の 免 税 其 他 5%	金 融 機 関 受 取 其 他 10%	5%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
オランダ	原S45.10.23 ①H 4.12.16 ④H23.12.29	10% 一定のもの の 免 税 其 他 5%	金 融 機 関 等 受 取 其 他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	あり
韓 国	原S45.10.29 ④H11.11.22	15% 平成15年未 ま で 10% 平 成 16 年 以 後 5%	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (平15)	—
ザンビア	S46. 1.23	免税	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り	—
ス イ ス	原S46.12.26 ①H23.12.30	10% 一定のもの の 免 税 其 他 5%	金 融 機 関 等 受 取 其 他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	—	—
フィンランド	原S47.12.30 ①H 3.12.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
イタリヤ	原S48. 3.17 ①S57. 1.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ス ペ イ ン	S49.11.20	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	—
アイルランド	S49.12. 4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	—
ルーマニア	S53. 4. 9	10%	10%	文化的 使用料 10% 工業的 使用料 15%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
旧チェッコスロ ヴァキア(注2)	S53.11.25	15% (10%)	10%	文化的 使用料 免税 工業的 使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
フィリピン	原S55. 7.20 ①H20.12. 5	15% (10%)	10%	映画フィルム 15% その他 10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (平30)	—
ハンガリー	S55.10.25	10%	10%	文化的 使用料 免税 工業的 使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
ポーランド	S57.12.23	10%	10%	文化的 使用料 免税 工業的 使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	—	—
インドネシア	S57.12.31	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	—
中 国	S59. 6.26	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り	—
旧 ソ 連 (注3)	S61.11.27	15%	10%	文化的 使用料 免税 工業的 使用料 10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
バングラデシュ	H 3. 6.15	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り	—
ブルガリア	H 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り (平13)	—
ルクセンブルク	原H 4.12.27 ①H23.12.30	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—

47. 我が国の締結した租税条約等の概要(続)

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除 日本国でのみなし 外国税額控除 (供与期限)	相互協議 仲裁規定
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般		
イスラエル	H 5.12.24	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
トルコ	H 6.12.28	15% (10%)	金融機関受取 その他 10% 15%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり (平16)	—
ベトナム	H 7.12.31	10%	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あり (平22)	—
メキシコ	H 8.11. 6	15% (一定のもの その他 5%)	一定のもの その他 10% 15%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あり (平17)	—
南アフリカ	H 9.11. 5	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	—	—
ブルネイ	H21.12.19	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
カザフスタン	H21.12.30	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
香港	H23. 8.14	10% (5%)	10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	あり
サウジアラビア	H23. 9. 1	10% (5%)	10%	設備の使用 その他 5% 10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
クウェート	H25. 6.14	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	—
ポルトガル	H25. 7.28	10% (5%)	銀行受取 その他 5% 10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	あり
オマーン	H26. 9. 1	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	—
アラブ首長国連邦	H26.12.24	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
カタール	H27.12.30	10% (5%)	金融機関受取 その他 10%	5%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
台湾 (注5)	H28. 6.13	10%	10%	10%	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	—
チリ	H28.12.28	15% (5%)	金融機関受取 その他 4% 10% (平成30年末までは15%)	設備の使用 その他 2% 10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	—	あり

(備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補正改訂を示し、④は全面改訂を示す。
 2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の()番は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。
 3. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。
 4. 事業所得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。

(注) 1. イギリスとの当初の条約については、フィジーに適用される。
 2. 旧チェコスロヴァキアとの条約については、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。
 3. 旧ソ連との条約についてはロシア、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びアゼルバイジャンにそれぞれ適用される。
 4. 先方の国内法の改正により、事実上みなし外国税額控除の適用がない。
 5. 台湾に関しては、台湾との関係に関する我が国の基本的立場を踏まえ、国際約束である租税条約ではなく、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で民間取決めを結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備している。

- (2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定
 ・バミューダ (H22.8.1)
 ・バハマ (H23.8.25)
 ・マン島 (H23.9.1)
 ・ケイマン諸島 (H23.11.13)
 ・リヒテンシュタイン (H24.12.29)
 ・サモア (H25.7.6)
 ・ガーンジー (H25.8.23)
 ・ジャージー (H25.8.30)
 ・マカオ (H26.5.22)
 ・英領バージン諸島 (H26.10.11)
 ・パナマ (H29.3.12)
 (注) () 内は発効日を示す。

- (3) 税務行政執行共助条約
 条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力(情報交換、徴収共助、文書送達共助)を行うための多国間条約。
 平成29年7月1日現在の署名国は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等97か国。
 欧州・NIS 諸国地域: スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、オランダ、ベルギー、デンマーク、ポーランド、アイスランド、アゼルバイジャン、フランス、ウクライナ、イタリ
 ア、イギリス、ドイツ、スペイン、スロベニア、ブルガリア、ポルトガル、ジョージア、モルドバ、アイルランド、ロシア、ギリシャ、ルーマニア、チェコ、マ
 ルタ、アルバニア、リトアニア、エストニア、オーストリア、スロバキア、ラトビア、ルクセンブルク、クロアチア、スイス、アンドラ、ハンガリー、リヒテン
 シュタイン、サンマリノ、カザフスタン、キプロス、モナコ
 中東、アフリカ地域: トルコ、南アフリカ、ガーンジー、チュニジア、モロッコ、サウジアラビア、ナイジェリア、カメルーン、ガボン、ケニア、セネガル、セーシェル、モーリシャス、
 ウガンダ、イスラエル、ブルキナファソ、アラブ首長国連邦、クウェート、レバノン、バーレーン
 アジア、大洋州地域: 韓国、日本、インドネシア、オーストラリア、インド、ニュージーランド、シンガポール、中国、フィリピン、ニウエ、ナウル、マレーシア、サモア、パキスタ
 ン、クック諸島、マニエル諸島
 北米、中南米地域: アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、コロンビア、グアテマラ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、チリ、エルサルバドル、ウルグ
 アイ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア
 (注1) 地域別・署名日順。下線は、発効済の国(82か国)を表す。
 (注2) オランダは、アルバ、キュラン、セント・マーティンにも適用。
 (注3) デンマークは、グリーンランド、フェロー諸島にも適用。
 (注4) イギリスは、モントセラド、タークス・カイコス諸島、ケイマン諸島、アンギラ、英領バージン諸島、ジブラルタル、バミューダ、マン島、ジャージー、ガーンジーにも適用。